

夢洲カジノを止める大阪府民の会との協議等議事録（要旨）

環境局 総務課

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 1 7 日（水） 1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
- 2 場 所 大阪市役所地下 1 階 第 1 共通会議室
- 3 団 体 名 夢洲カジノを止める大阪府民の会
- 4 協議等の趣旨 夢洲 1 区 GW エリアと駐車場部分の使用貸借についての協議
- 5 出 席 者
（団体側） 代表者 他 4 名
（本 市） 環境局 1 名 大阪港湾局 1 名 計 2 名

6 議 事

（1）夢洲 1 区の使用貸借契約について（項目番号 1（1））

団体要望概要

- ・夢洲 1 区の使用貸借契約が結ばれたのは、大屋根リング建設で夢洲 2 区だけでは万博用地が足りなくなったことが理由かとの質問に対して、本市所轄外と回答されているが、夢洲 1 区を貸すというのは市の所管ではないのか。
- ・どのように使用するか内容は確認しないのか。

本市説明概要

- ・大屋根リング建設で夢洲 2 区だけでは万博会場が足りなくなったことが理由かどうかは所轄外。
- ・夢洲 1 区は廃棄物埋立処分の終了した場所を万博会場として貸しており、表層利用の前提条件について説明した上で使用貸借契約を結んでいる。

（2）夢洲 1 区の安全管理について（項目番号 1（2））

団体要望概要

- ・万博協会へ提供しているガスの発生状況のデータは、大阪広域環境施設組合がやっている年 2 回の調査データで、不特定多数の非常に多くの人たちが使用する場所としては、甚だ不十分。詳細なデータを取って提示すべきではないか。
- ・巨大集客施設が誘致されることを想定した場所ではないのに、安全性について担保せず、

万博協会任せでいいのか。

本市説明概要

- ・埋立処分地を表層利用されるにあたって、廃棄物埋立処分場の維持管理上のデータを参考に提示しており、それ以上の調査は必要に応じて万博協会が対応すべき。
- ・埋立処分が終了し、最終覆土までした場所は、表層利用が一般的に認められており、それを前提とした安全管理は万博協会で行われるべき。

(3) 汚染土壌対策と盛土への使用について（項目番号2(1)）

団体要望概要

- ・夢洲の土壌は汚染されていて危険であるため、すべてコンクリートで覆ったり、夢洲外へ持ち出さないようにしているのではないか。

本市説明概要

- ・土壌汚染による人の健康への影響を及ぼさないために土壌汚染対策法に基づき適切に対応（飛散防止等の措置、汚染土壌処理施設への持ち出し）している。万博等の工事で発生した土を夢洲内の盛土に利用することは、移動距離が短いこと等から夢洲外へ持ち出すよりも環境影響が少ないと考えている。

(4) 盛土に使用する汚染土壌の汚染状況の把握について（項目番号2(4)）

団体要望概要

- ・管理票は誰が使用し、何が記載されているのか。

本市説明概要

- ・管理票は搬出する事業者が発行し、汚染物質や濃度レベルが記載されている。

(5) ガス抜き管の敷設について（項目番号3(1)①）

団体要望概要

- ・100m間隔で敷設されているガス抜き管では、ガスを集められる範囲に限られるが、効率的に拡散されるのか。

本市説明概要

- ・ガス抜き管の敷設の基準はないが、大阪広域環境施設組合の知見をもとに100m間隔で敷設しており、一定の効果が得られている。